

## 議第68号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月18日提出

京都市長 松井孝治

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 向島国道1号周辺C地区の項を次のように改める。

向島国道1号周辺C地区	向島国道1号周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域
向島国道1号周辺D地区	向島国道1号周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてD地区として区分された区域

別表第2 備考以外の部分中

	建築物の高さの最高限度	36メートル	を
--	-------------	--------	---

	建築物の高さの最高限度	36メートル
向島国道1号周辺 D地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） (4) 前3号の建築物に付属するもの (5) バス停留所の上屋
	容積率の最高限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル
	建築物の高さの最高限度	31メートル

に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

向島国道1号周辺地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画に定められた建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。